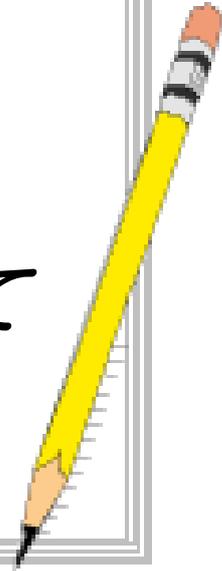


社会福祉法人の 設立について



令和5年4月

船橋市 健康福祉局
福祉サービス部 指導監査課

目次

I 社会福祉法人制度について

1. 社会福祉法人とは？	1
2. 社会福祉法人が行うことができる事業は？	1
(1) 社会福祉事業とは？	1
(2) 公益事業とは？	6
(3) 収益事業とは？	6
3. 社会福祉法人となる要件は？	7
(1) 資産について	7
(2) 資産以外の要件について	7
4. 住所	9
5. 登記	9

Ⅱ 社会福祉法人設立の流れ

1. 社会福祉法人を設立するには？	10
2. 社会福祉法人を設立するまでの流れ	11
(1) 事前相談	11
(2) 事前協議	12
(3) 社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会	12
(4) 社会福祉法人設立認可申請にあたって必要となる書類の作成	12
(5) 社会福祉法人設立認可申請	12
(6) 社会福祉法人設立認可	13
(7) 社会福祉法人設立の登記	13
(参考) 社会福祉法人設立・施設整備等スケジュール概要	
(1) 障害福祉関係施設の場合	14
(2) 高齢者福祉関係施設の場合	15
(3) 保育所の場合	16

Ⅲ 社会福祉法人設立の申請書・添付書類

1. 社会福祉法人設立認可申請書	17
2. 添付書類	19

I 社会福祉法人制度について

1. 社会福祉法人とは？

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される法人です。（社会福祉法第22条）

2. 社会福祉法人が行うことができる事業は？

社会福祉法人は、社会福祉法第24条の経営の原則等に基づき社会福祉事業を行います。なお、社会福祉事業に支障がない限り、必要に応じて公益事業又は収益事業を行うことができます。（社会福祉法第26条）

<参考>

社会福祉法

（経営の原則等）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(1) 社会福祉事業とは？

社会福祉事業とは、社会福祉法第2条に定められている第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいいます。

第1種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（社会福祉法第60条）

第2種社会福祉事業は、第1種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれ比較的少なく、自主性と創意とを助長することが必要なので、その経営主体については制限がありません。

<第1種社会福祉事業>

事業	
生活保護関係	<ul style="list-style-type: none"> • 救護施設 • 更生施設 • 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 • 生計困難者に対して助葬を行う事業
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 乳児院 • 母子生活支援施設 • 児童養護施設 • 障害児入所施設 • 児童心理治療施設 • 児童自立支援施設
老人福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 養護老人ホーム • 特別養護老人ホーム • 軽費老人ホーム
障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者支援施設
婦人保護関係	<ul style="list-style-type: none"> • 婦人保護施設
経済保護関係	<ul style="list-style-type: none"> • 授産施設 • 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第2種社会福祉事業>

事業	
生活保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与える事業 ・ 生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 ・ 認定生活困窮者就労訓練事業
児童福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て援助活動支援事業 ・ 助産施設 ・ 保育所 ・ 児童厚生施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ・ 幼保連携型認定こども園
母子・父子寡婦福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭日常生活支援事業 ・ 父子家庭日常生活支援事業 ・ 寡婦日常生活支援事業 ・ 母子・父子福祉施設

事業	
老人福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 老人居宅介護等事業 • 老人デイサービス事業 • 老人短期入所事業 • 小規模多機能型居宅介護事業 • 認知症対応型老人共同生活援助事業 • 複合型サービス福祉事業 • 老人デイサービスセンター • 老人短期入所施設 • 老人福祉センター • 老人介護支援センター
障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 障害福祉サービス事業 • 一般相談支援事業 • 特定相談支援事業 • 移動支援事業 • 地域活動支援センター • 福祉ホーム
身体障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者生活訓練等事業 • 手話通訳事業 • 介助犬訓練事業 • 聴導犬訓練事業 • 身体障害者福祉センター • 補装具製作施設 • 盲導犬訓練施設 • 視聴覚障害者情報提供施設 • 身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> • 知的障害者の更生相談に応ずる事業
経済保護関係	<ul style="list-style-type: none"> • 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

事業	
医療保護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業 ・ 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
隣保事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金をこれを利用させる事業 ・ その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業
福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与する事業 ・ 福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業
連絡援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(2) 公益事業とは？

公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいいます。
次のような事業は公益事業として認められます。

- ① 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- ② 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ③ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- ④ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- ⑤ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- ⑥ 子育て支援に関する事業
- ⑦ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ⑧ ボランティアの育成に関する事業
- ⑨ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- ⑩ 社会福祉に関する調査研究等

(3) 収益事業とは？

収益事業とは、その収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てることを目的とする事業をいいます。

事業の種類については、特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではありません。

3. 社会福祉法人となる要件は？

(1) 資産について

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。

(社会福祉法第25条)

原則として

- ① 社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること。
- ② 施設の年間事業費の1/2 (介護保険法上の事業等を主として行う法人を設立する場合にあっては1/2)以上に相当する額の現金、預金等があること。

(2) 資産以外の要件について

社会福祉法人を運営するためには、理事・監事・評議員・会計監査人が必要です。(会計監査人については、設置義務の要件あり。)

① 理事

理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、実際に法人運営の職責を果たせる者であることが必要です。

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・当該法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

理事の定数は6人以上です。理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。3分の1以下であっても、3人までが上限です。

理事長は、法人設立後、理事会の決議によって理事の中から選定します。

② 監事

監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができません。

監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません。

- ・ 社会福祉事業について識見を有する者
- ・ 財務管理について識見を有する者

監事の定数は2人以上です。監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはいけないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはいけません。

監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいです。

③ 評議員

評議員は、当該法人の理事、監事又は職員を兼ねることができません。

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者でなければなりません。

評議員の数は、理事の員数を超える数でなければなりません。評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません。

④ 会計監査人

次のいずれかに該当する場合、法人は公認会計士又は監査法人を会計監査人として、設置することが義務付けられます。（公認会計士又は監査法人が当該法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。）

- ・ 前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える
- ・ 法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える

（令和元年度時点）

今後、この基準額は段階的に引き下げられる予定です。

4. 住所

社会福祉法人の住所は、その主たる事務所の所在地とします。（社会福祉法第28条）
主たる事務所とは、法人の運営又は業務の一般的総括を行うところです。

5. 登記

社会福祉法人は、組合等登記令の定めるところにより登記をしなければなりません。
（社会福祉法第29条）

社会福祉法人は、所轄庁の認可後にその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。（社会福祉法第34条）

登記事項は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 目的及び業務② 名称③ 事務所の所在場所④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由⑥ 資産の総額 |
|---|

Ⅱ 社会福祉法人設立の流れ

1. 社会福祉法人を設立するには？

社会福祉法人を設立するには、所轄庁の認可を受けなければなりません。

(社会福祉法第31条)

所轄庁は、社会福祉法第30条で次のように決められております。

<参考>

社会福祉法

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)
- 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長
- 2 社会福祉法人でその行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであつて、厚生労働省令で定めるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

2. 社会福祉法人を設立するまでの流れ

船橋市内のみで事業を行う場合で、船橋市長の認可を受け、社会福祉法人を設立するまでの流れは次のようになります。

(1) 事前相談

① 社会福祉事業について

社会福祉事業に関する相談は、それぞれの担当課で行います。

行おうとする社会福祉事業について、船橋市の福祉施策に沿った事業であるか、また、その事業を行う場所、事業の概要、資金計画等について、事前に相談していただく必要があります。

また、社会福祉事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法や建築基準法により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合があるので、関係各課との事前相談も必要です。

なお、行おうとする事業の種類によっては、所管が千葉県になる場合があります。

担当課	
生活保護関係	生活支援課
高齢者福祉関係	高齢者福祉課
障害福祉関係	障害福祉課
保育所関係	保育運営課

※上記以外の事業については、個別にご相談ください。

② 社会福祉法人の設立について

各担当課での事前相談において、その社会福祉事業を行うこととなった場合には、指導監査課で、社会福祉法人の設立についての事前相談を行います。

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立するので、社会福祉事業の計画が固まらずに、とりあえず社会福祉法人の設立のみをするということではできません。

(2) 事前協議

事前相談において、社会福祉事業及び社会福祉法人の設立の計画が固まったら、「船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等に係る事前協議書の提出要綱」に基づく事前協議書を、原則として社会福祉法人の設立をしようとする前年の7月末日までに船橋市長に提出します。

(事前協議書の様式、添付書類等については、指導監査課にお問い合わせください。)

(3) 社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会

提出された事前協議書により、「船橋市社会福祉法人認可・社会福祉施設整備等審査会」を開催し、社会福祉法人の設立及び社会福祉事業について、審査を行います。

(4) 社会福祉法人設立認可申請にあたって必要となる書類の作成

審査会において社会福祉法人の設立及び社会福祉事業について適当と認められた場合は、指導監査課において、社会福祉法人設立認可申請の添付書類として必要な諸規定（「定款」「経理規程」「就業規則」「給与規程」「育児休業、介護休業等規則」）等を作成するための事前協議を行います。

(5) 社会福祉法人設立認可申請

審査会において社会福祉法人の設立及び社会福祉事業について適当と認められ、「定款」等が整ったときには、船橋市長に社会福祉法人設立認可申請をします。

(申請書及び添付書類については、P17～)

また、社会福祉法人設立認可申請と併せて、各担当課へ社会福祉事業開始の申請又は届出をする必要があります。

詳細については、社会福祉事業の各担当課へお問い合わせください。

なお、行おうとする事業の種類によっては、社会福祉事業開始の申請又は届出先が千葉県になる場合があります。

(6) 社会福祉法人設立認可

申請により、船橋市長が社会福祉法人の設立認可についての可否決定を行い、社会福祉法人設立認可可否決定通知書をお渡しします。

(7) 社会福祉法人設立の登記

社会福祉法人設立が認可されたときには、その主たる事務所の所在地において設立の登記をします。

登記をすることにより、社会福祉法人は成立します。

社会福祉法人の設立についてのお問い合わせ先
(来庁でのご相談の場合も事前にご一報ください)

〒273-0011 船橋市湊町2-8-11 別館2階
船橋市 健康福祉局福祉サービス部 指導監査課
TEL 047-436-2424 FAX 047-436-2139

社会福祉法人設立・施設整備等スケジュール概要(障害福祉関係施設の場合)

指導 監査課	1年目												2年目											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人 関係事務	事前相談(施設整備事前相談後) ・法人設立要件確認 ・施設指定要件確認 ・必要手続等確認												○市⇒市 法人認可申請(補助金内示後) ○市⇒事 法人認可 ・法人登記 ・財産移転											
施設整備 補助金 関係事務	○事⇒市 事前相談 ・事業開始時期確認 ・必要手続等確認												○市⇒国 補助金 協議書提出 ・ヒアリング											
入札・工事・ 検査等													○事 入札 (市へ事前届出、 結果報告) ○事 工事契約 着工 →											
	○市⇒市 事前協議書 提出												○国⇒市⇒事 補助金内示 ○市⇒国 交付申請1 ○事⇒市 交付申請2 ○市⇒事 交付決定											

指導 監査課	3年目(事業開始年)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人 関係事務	○事⇒市 施設指定 申請 ○事⇒市 定款変更(建物基本財産増)											
施設整備 補助金 関係事務	○事⇒市 実績報告1 ○市⇒国 実績報告2											
入札・工事・ 検査等	○事 工事 → 工事完了 ○市⇒事 完了検査											

注) 1. 日程については、概要のため個々の期限等には変更あり(事前相談は随時受け付けております)
 2. 借入、農地転用、建築確認等の当該所管以外の諸手続き等については上記スケジュールに合うよう行うこと
 3. 必要書類や手続等は所管課と調整のうえ随時確認

社会福祉法人設立・施設整備等スケジュール概要(保育所の場合)													市:市役所		事:事業者											
1年目													2年目													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
指導 監査 課	法人 関係事務	○事⇨市																								
		事前相談(施設整備事前相談後) ・法人設立要件確認 ・必要手続等確認																○市⇨事 ・認可申請 手続確認 ・認可後手続確認				○事⇨市 法人認可申請(補助金内示後) ○市⇨事 法人認可 ・法人登記 ・財産移転				
保育 運営 課	施設整備 補助金 関係事務	○事⇨市																								
		事前相談 ・施設認可要件確認 ・公募時期確認 ・必要手続等確認																								
指導 監査 課	法人 関係事務	○事⇨市																								
		施設認可 申請																								
保育 運営 課	施設整備 補助金 関係事務	○事⇨市																								
		実績報告 確定額支払																								
指導 監査 課	入札・工事・ 検査等	○事																								
		工事 → 工事完了 ○市⇨事 完了検査																								
3年目(事業開始年)																										
指導 監査 課	法人 関係事務	○事⇨市 施設認可 申請																								
保育 運営 課	施設整備 補助金 関係事務	○事⇨市 実績報告 確定額支払																								
指導 監査 課	入札・工事・ 検査等	○事 → 工事完了 ○市⇨事 完了検査																								

- (注) 1. 日程については、概要のため個々の期限等には変更あり(事前相談は随時受け付けております)
 2. 借入、農地転用、建築確認等の当該所管以外の諸手続き等については上記スケジュールに合うよう行うこと
 3. 必要書類や手続等は所管課と調整のうえ随時確認
 4. 公募の時期は計画の進捗状況により異なります(要事前確認)
 5. 2年目以降の工程に続くには選定委員会で選定される必要があります

Ⅲ 社会福祉法人設立の申請書・添付書類

第1号様式

(表)

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

設立者又は
設立代表者
住所

氏名

社会福祉法人を設立したいので、社会福祉法第31条第1項の規定により、定款その他関係書類を添えて申請します。

社会福祉 法人設立 の趣意			
主たる事務所の所在地			
法人の名称			
事業 の 種 類	社会福 祉事業	第 1 種	
		第 2 種	
	公 益 事 業		
	収 益 事 業		

(裏)

資産	内 訳									
	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤ 財産計 ①+②+③+④	⑥負債				
	①基本財産	②その他財産								
円	円	円	円	円	円					
役員等となるべき者	理事監事評議員の別※	氏名	親族等の特殊関係者の有無	役員等の資格等(該当に○)					他の社会福祉法人の理事長への就任状況	
				事業経営識見	地域福祉関係	管理者	事業識見	財務管理識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

<添付書類>

1. 添付書類目録

2. 定款

3. 設立当初の財産目録

4. 設立当初の財産が法人に帰属することを証する書類

(1) 贈与契約書（建設自己資金・運転資金・土地等）

※ 贈与者が地方公共団体の場合は、交付決定通知書（交付決定前の場合は、長の確約書又は補助予定通知書）

売買契約書

(2) 贈与者の身分証明書（直近のもの）

※ 贈与者が法人の場合は、基本約款、法人の登記事項証明書、決算書（直近2か年分）及び贈与について基本約款に定める手続きを経たことを証する書類（社員総会議事録、取締役会議事録等）

(3) 贈与者の所得証明書（直近2か年分）

(4) 贈与者の残高証明書（直近のもの）

(5) 贈与者の印鑑登録証明書（3か月以内のもの）

(6) 公図の写し（敷地部分を色塗りすること）

(7) 不動産の登記事項証明書（3か月以内のもの）

(8) 抵当権等の解除承諾書

(9) 上記抵当権等の解除に要する資産を証する書類（解除費用の贈与契約書、残高証明書、代替不動産の登記事項証明書）

(10) 株式名義変更確約書（株式の寄附を受ける場合）

(11) 所有権移転登記確約書（贈与を受ける場合又は買い取る場合）

(12) 土地価格評価書（市町村の固定資産課税台帳の評価書）（直近のもの）

(13) 農地転用許可申請書（市町村の受付印後の写し）

5. 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類

(1) 地方公共団体との無償貸与契約書（確約書）

(2) 地上権設定契約書及び地上権設定登記誓約書

(3) 賃貸借契約書及び賃借権登記誓約書

(4) 公図の写し（敷地部分を色塗りすること）

(5) 不動産の登記事項証明書（3か月以内のもの）

(6) 農地転用許可申請書（市町村の受付印後の写し）

6. 設立当初の会計年度及び次の会計年度の事業計画書と収支予算書

(1) 事業計画書（2か年分）

(2) 資金収支予算書（2か年分）

7. 設立代表者に関する書類

- (1) 履歴書
- (2) 身分証明書（直近のもの）
- (3) 登記されていないことの証明書（直近のもの）
（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書）
- (4) 印鑑登録証明書（直近のもの）
- (5) 設立代表者の権限を証する書類（役員（理事・監事）の委任状）
- (6) 設立代表者から土地、資金の贈与がある場合は、設立代表者の代理人の権限を証する書類（委任状）

8. 役員（理事・監事）就任予定者の書類

- (1) 役員名簿一覧表
- (2) 履歴書
- (3) 理事及び監事の就任承諾書
- (4) 身分証明書（直近のもの）
- (5) 登記されていないことの証明書（直近のもの）
（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書）
- (6) 欠格事由に該当しないことの誓約書
- (7) 印鑑登録証明書（直近のもの）

9. 評議員就任予定者の書類

- (1) 評議員名簿一覧表
- (2) 履歴書
- (3) 評議員の就任承諾書
- (4) 身分証明書（直近のもの）
- (5) 登記されていないことの証明書（直近のもの）
（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書）
- (6) 欠格事由に該当しないことの誓約書
- (7) 印鑑登録証明書（直近のもの）

10. 施設長就任予定者の書類

- (1) 履歴書
- (2) 施設長就任承諾書
- (3) 施設長選任理由書
- (4) 施設長の資格を証する書類又は施設長資格認定講習会受講確約書

11. 施設建設関係書類

- (1) 施設建設計画書
- (2) 建設図面
 - ① 位置図（2500分の1の地図に予定地を正確に示したもの）
 - ② 案内図（住宅地図に予定地及び進入路を色分けして示したもの）
 - ③ 配置図（敷地における建物の形状、配置が確認できるもの）
 - ④ 平面図（各階の平面図）

- (3) 施設建設費見積書
- (4) 設備整備計画書及び設備（備品）整備費見積書
- (5) 補助金を受ける場合は、市町村の確約書又は補助予定通知書
- (6) 借入金関係書類

- ① 貸付決定通知書（又は内定通知書・借入申込書）
- ② 償還計画書

※ 償還財源に寄付金が予定されている場合は次のとおり。

- ① 貸付決定通知書（又は内定通知書・借入申込書）
- ② 償還計画書
- ③ 償還金贈与契約書
- ④ 贈与者の印鑑登録証明書（直近のもの）
- ⑤ 贈与者の所得証明書（直近2か年分）
- ⑥ 贈与者の身分証明書

※ 贈与者が法人の場合は、基本約款、法人登記簿謄本、決算書（直近2か年分）及び贈与について基本約款に定める手続きを経たことを証する書類（社員総会議事録、取締役会議事録等）

12. 基本財産編入誓約書

13. 諸規程

- (1) 定款施行細則
- (2) 経理規程
- (3) 就業規則
- (4) 育児休業、介護休業等規則
- (5) 給与規程

注意事項

- 1. 申請書及び添付書類は、2部提出すること。
- 2. 身分証明書、残高証明書、不動産登記簿謄本、法人登記簿謄本、印鑑登録証明書等は、可能な限り原本を添付すること。
- 3. 写しを添付する場合は、設立代表者による原本証明をすること。